

2026 年 7 月 15 日版

株式会社USEN Smart Works

第 1 条（サービスについて）

株式会社USEN Smart Works（以下「当社」といいます。）は、株式会社ギブリー（以下「ギブリー」といいます。）のサービスを利用して、このUSEN GATE 02 ギブリーAI ソリューション 契約約款（以下「本約款」といいます。）に従い、生成 AI 基礎研修及びハンズオンワーク等の各種研修又は各種支援業務（以下、まとめて「本サービス」といいます。）を提供いたします。なお、本サービスの内容及びその他の提供条件等については、「見積書」及び「申込書（当社ウェブサイト上の本サービスの利用契約申込みフォームを含みます。）」に記載された内容に従うものとします。

第 2 条（適用関係）

本サービスに関して、「見積書」、「申込書」、及び「本約款」の規定が抵触するときは、「見積書」、「申込書」、「本約款」の順に優先して適用するものとします。

第 3 条（約款の変更）

当社は、次の場合に、当社の裁量により本約款を変更できるものとします。

- （１）本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- （２）本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項による本約款の変更にあたり、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を、あらかじめ当社所定の方法により契約者に通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に異議なく同意したものとみなします。

第 4 条（利用契約の申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾のうえ、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

第 5 条（利用契約の申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾の可否を判断します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

- 2 利用契約は、当社が、前条に基づく申込書を確認し、申込みを承諾することにより、申込者が申込書を提出した日（以下「契約日」といいます。）に遡及して成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した申込者を、以下「契約者」といいます。）
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、申込みを承諾しないことがあります。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。
 - （１）申込者が、当社が任意に定める与信基準を満たせないと判断したとき
 - （２）申込者が申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき
 - （３）申込者に本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
 - （４）申込者が、本サービスの料金その他債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると判断したとき

- (5) 申込者が、当社が提供するサービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は利用を停止された者であるか、又はこれらの者と関係があり、不正使用等を行うおそれがあると判断したとき
 - (6) 申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、又は関係していると判明したとき
 - (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障があるおそれがあると判断したとき
- 4 当社は、申込みの承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合はその承諾を取り消すことができるものとし、申込者はこれを予め承諾するものとします。

第6条（申込みの取消し）

申込者は、契約日以降に利用契約の申込みを取り消すことは出来ません。

第7条（本サービスの変更・中止等）

当社は、必要があると判断したときは、本サービスの提供に着手したか否かにかかわらず、本サービスの全部、もしくは一部の変更又は中止をすることができるものとします。

- 2 前項により本サービス費用を変更するときは、当社は契約者と協議のうえ本サービス費用を決定するものとします。

第8条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称又は住所について変更があったときは、速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 前項の届出に際し、当該変更の事実を証明する書類を当社に提示していただく場合があります。

第9条（当社が行う契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、通告を要することなく契約を解除することができるものとします。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をなしたとき
- (5) 違法行為をなしたとき
- (6) 本約款に定める事項の違反をしたとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社の業務を阻害する、又は信用を毀損する等、当社の不利益となる行為をするおそれのあるとき

- 2 前項の定めによる解除は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第10条（検収）

本サービスのうち、成果物の納入を伴う場合、成果物の納入をもって契約者による検収が完了したものとみなします。

第11条（知的財産権）

本サービスに関する著作権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属します。契約者による研修内容の録音・録画、及び画面のキャプチャ撮影は固くお断りいたします。

- 2 成果物に関する一切の知的財産権は、当社又は当社の指定する第三者に帰属し、当社は契約者に対し成果物を契約者の社内業務で利用することを非独占的に許諾するものとします。なお、契約者は、成果物の全部または一部について、第三者に対する譲渡、貸与、開示、販売、商用サービス等への組み込みその他の社外提供等を行ってはならないものとします。

第12条（料金の支払義務）

契約者は、本サービス費用を、当社が請求書を発行した日が属する月の末日までに、当社が別途指定する金融機関の口座に振込手数料等負担で、振込み支払うものとします。ただし、当該支払期日が当該金融機関の休業日の場合、当該休業日の翌営業日を支払期日とします。なお、当該支払額には、別途消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を含めるものとし、消費税相当額に1円未満の端数が生じた場合、その端数は、切り捨てるものとします。

- 2 当社は、見積書に定める本サービスの提供期間が長期にわたると判断した場合、前項に定める本サービス費用を分割請求できるものとします。

第13条（免責）

当社は、明示、黙示を問わず、本サービスの完全性、正確性、適合性、確実性、有用性等いかなる保証を行うものではありません。

- 2 契約者は、本サービスの提供を受けるために必要な通信機器、ソフトウェア、通信回線、その他の受講環境を、自己の責任と費用において準備し、維持するものとします。また、本サービスの受講に必要なID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）をギブリーから付与された場合、契約者は、自己の責任において適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡等をしてはなりません。契約者側の通信環境の不備、ID等の管理不十分等により、本サービスの提供を受けられない場合、または中断された場合であっても、当社は再受講の機会の提供、本サービス費用の返金、その他の補償を行う義務を負わないものとします。
- 3 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて提供される情報等の消失、その他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者（従業員を含みます。）の損害について、理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスに関して契約者及び第三者（従業員を含みます。）に生じた営業価値の損失、使用機会の逸失、業務もしくはサービスの中断・停止又はあらゆる種類の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含むが、これに限りません。）を含め、たとえこれらの損害の可能性を事前に通知されていたとしても、一切の直接的、間接的、特殊的、付随的又は結果的損失、損害について一切の責任を負わず、第三者のいかなるクレームについても責任を負わないものとします。

第14条（権利義務の譲渡等）

契約者は、本サービスの契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。ただし、予め当社の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。

第15条（経済情勢の変化に伴う料金の変更）

本サービスの提供期間内に異常な経済情勢の変化等、予期できない事由の発生により本サービス費用が著しく不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、契約者及び当社は、協議のうえ本サービス費用を変更することができます。

第16条（不可抗力による損害）

当社の責に帰すべきでない天災その他不可抗力により損害を生じたときは、当社はいかなる損害も補償しません。

第17条（再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる業務の全部又は一部を株式会社USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、ギブリー、並びに当社及びギブリーが指定する第三者に再委託することができるものとします。

第18条（危険負担）

本サービスの提供に成果物の納入を伴う場合、成果物の危険負担は、成果物の納入をもって当社から契約者へ移転するものとし、移転後にデータ等が滅失、棄損した場合であっても、契約者は、本約款に基づき生じる一切の債務を履行するものとします。

第19条（契約不適合責任）

本サービスは準委任として提供されるものとし、当社は本サービス及び成果物について契約不適合責任を負わないものとします。

第20条（遅延損害金）

契約者は、本約款に基づく金銭的債務の履行を遅延した場合、支払日の翌日から当該金銭的債務完済までの間、未払いの金銭債務に対し、年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については1年を365日とする日割計算とします。）による遅延損害金を、当社に支払うものとします。

第21条（秘密保持）

契約者及び当社は、予め相手方の書面による承諾を得ない限り、本サービスの履行に際して秘密であることを明示されたうえ知り得た相手方の営業上、技術上その他の業務上の情報（書面、電磁的記録その他可視性があり管理可能な媒体にあらわされた情報をいい、以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示し又は本サービスを履行する目的以外で使用しないものとします。ただし、次の各号に掲げるものであって、そのことを証明できるものは、この限りではありません。

- （1）相手方から開示を受けた際、すでに公知であったもの、又はその後、自らの責めに帰すべからざる事由によって公知になったもの
 - （2）相手方から開示を受けた際、すでに自ら保有していたもの
 - （3）自ら独自に開発したもの
 - （4）正当な権利を有する第三者からの秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
- 2 前項の定めにかかわらず、官公庁その他公的機関の法律に基づく命令又は要請により開示を請求された場合、当該公的機関のみに秘密情報を開示することができものとします。ただし、情報の開示を最小限に留める努力をするものとします。
- 3 第1項の定めにかかわらず、相手方より書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 4 本条の規定は、本サービスの提供期間にかかわらず、秘密情報の受領後3年間有効とします。

第22条（反社会勢力に関する表明・保証）

契約者及び当社は、相手方に対し、利用契約締結時及び利用契約の締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自己の役

員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、又はその関係者ではないことを表明し、保証します。

- 2 契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第23条（個人情報の取扱い）

当社は、契約者から開示を受ける個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。）をいいます。）を別途当社ホームページ上に掲示する「個人情報の取扱いについて」（以下「当社規程」といいます。）に基づき、適切に取り扱うものとします。

- 2 当社は、契約者の個人情報について、当社規程に定める目的のほか、以下の目的で利用します。
 - (1) 契約者への本サービスの提供
 - (2) 契約者の管理
 - (3) 本サービスの運営上必要な事項の連絡
 - (4) 料金の請求に関する業務
 - (5) 契約者からの問合せへの対応業務
 - (6) 当社が発行するメールマガジンの配信
 - (7) 当社及び第三者のサービスなどの広告、宣伝、販売の勧誘
 - (8) キャンペーンや懸賞企画、アンケートなどの本サービスに関する業務
 - (9) 新サービスに向けて必要な調査、アンケートやマーケティングの分析
- 3 当社は、当社規程に従い個人情報を適切に保護し、（イ）契約者の同意が得られた場合、（ロ）法令等により開示が求められた場合、犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合または消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、（ハ）合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要な応じ開示することがあります。
- 4 当社は、当社規程に従い、本条で定める利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。
- 5 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。

第24条（損害賠償限度額）

当社が契約者に対して支払う損害賠償の累計額は、債務不履行、不当利得、不法行為及びその他請求原因の如何にかかわらず、帰責する契約にかかわり当社が受領した金員の総額を上限とします。ただし、当社の責めに帰することができない事由により契約者が損害を被った場合、当社は、その責任を一切負いません。又、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害及び逸失利益、発生に対し当社に何らの申告のない損害について、当社は賠償責任を負わないものとします。

第25条（期限の利益喪失）

契約者は、次の各号のいずれかに該当した場合、当社と締結した契約（利用契約を含みますが、これに限られません。）にかかわる代金の支払いにつき、当然に期限の利益を失い、当該代金の残金を直ちに当社に支払うものとします。

- (1) 当社と締結した契約に係る代金の支払いを1回でも遅延した場合
- (2) 小切手又は手形の不渡りを1回でも発生させた場合、又はその他支払を停止した場合
- (3) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立て、又は租税滞納処分を受けた場合
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続（利用契約締結日以降に制定されるものを含む）の申立てを受けた場合、又は、自ら申立てをした場合
- (5) 私的整理又はその他法定外での財産整理が開始された場合
- (6) 合併によらない解散、営業の廃止又は営業の全部もしくは重要な一部の第三者に対する譲渡をしようとした場合
- (7) 官公庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
- (8) 本約款の定めに違反した場合
- (9) 財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由がある場合

第26条（紛争の解決）

本約款について紛争が生じた場合、契約者及び当社は、法令の定めに従い、誠意をもってこれを解決するものとします。

第27条（準拠法及び管轄裁判所）

本約款に関する準拠法は日本法とします。

- 2 本約款及び利用契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上